

# 前回評価(平成21年度再評価)の概要及び評価後の実施状況

| No | 平成21年度 事業再評価   |  |   | 前回評価以降の<br>実施状況   |   |
|----|--|--|---|---|---|
|    | 事業名等   | 有識者の意見   | 対応方針の概要   |   |   |
| 1  | 建設局<br>[連続立体交差]<br>J R 片町線・東西線<br>連続立体交差事業<br><br>※前回評価<br>事業継続(C)<br>完了予定:未定    | 事業の必要性は認められるが、今後5年間の進捗としては事業化に向けた関係機関との協議等を行い、都市計画決定を行うことにとどまることから、評価は「事業継続(C):限定的な実施にとどまるもの」とする。  | 事業の遅延により、道路交通の円滑化や踏切事故の解消など、安全・安心な市民生活に資する基盤整備が遅れるため、周辺の開発動向などを踏まえて都市計画決定・事業認可取得等の行政手続きを円滑に進めたい。また、事業効果を高める観点から、同時期に施行が予定されている土地区画整理事業と適切に連携するよう対応されたい。 | 事業化に向けた概略設計、関係機関との協議等を行い、周辺の開発動向を踏まえたうえで、今後5年間に都市計画決定等の行政手続きを進めていく。<br>事業の遅延により、道路交通の円滑化や踏切事故の解消など、安全・安心な市民生活に資する基盤整備が遅れるため、周辺の開発動向等を踏まえて都市計画決定・事業認可取得等の行政手続きを円滑に進める。また、事業効果を高める観点から、同時期に施行が予定されている土地区画整理事業と適切に連携することとする。 | JRおおさか東線の計画決定に伴う、影響検討を平成23年度に実施したが、周辺開発に動きがなく、財政状況も厳しいため、都市計画決定の行政手続きは見合わせている。<br>本事業の着手については、事業中の他の連続立体交差事業の進捗状況を見定めて決定する。 |
| 2  | 建設局<br>[街路]<br>新庄長柄線<br>(菅原工区・淀川渡河部)<br>[菅原]<br><br>※前回評価<br>事業継続(C)<br>完了予定:H27 | 事業の必要性は認められるものの、淀川渡河部については、当面、予算の重点配分は難しく事業実施の見通しが立たないことから、評価は「事業休止(D):複数年にわたって予算の執行を行わないもの」とし、菅原工区については、淀川渡河部の事業進捗が見込めず、事業完了への目途が立たない状況であるが、単独での暫定整備でも事業効果が認められ、当面は買取要望等への対応が必要であることから、評価は「事業継続(C):限定的な実施にとどまるもの」とする。 | 淀川渡河部の事業を再開する場合は、その妥当性について、あらためて部会の審議を受けられたい。   | 大阪外環状線との立体交差化工事の平成22年度末完成をめざすとともに、残る事業用地の取得については、順次買取要望への対応等、限定的な事業実施として、平成27年度での事業完了をめざしていく。   | 大阪外環状線との立体交差部分は用地取得後に鉄道事業者が高架工事を実施し、平成23年度に完了している。また、残る取得用地については買取要望への対応等で限定的な事業実施を図っている。その為完了年度を平成30年度まで延長した。              |
|    | 建設局<br>[街路]<br>新庄長柄線<br>(菅原工区・淀川渡河部)<br>[渡河部]<br><br>※前回評価<br>事業休止(D)<br>完了予定:未定 |  | 淀川渡河部の事業を再開する場合は、その妥当性について、あらためて部会の審議を受けられたい。   | 淀川渡河交通の混雑緩和などの事業の必要性は依然として高いため、社会経済情勢が変化し、整備に向けた環境が整った時点で円滑に事業着手できるよう、引き続き、関係機関との調整やコスト縮減等の検討を行っていく。<br>また、事業を再開する場合には、その妥当性について、改めて部会の審議を受けることとする。   | 休止中   |
| 3  | 建設局<br>[街路]<br>大和川北岸線<br>(公園南矢田)<br><br>※前回評価<br>事業継続(B)<br>完了予定:H25             | 「重点整備路線」に位置付けられていないものの、事業進捗率が高く事業完了の目途が立っており、残る歩道未整備区間における歩行者の安全性の確保に向け、着実に継続実施を図る必要があることから、評価は「事業継続(B):予算の範囲内で着実に継続実施するもの」とする。  |   | 限られた予算の中で本路線への重点的な予算の配分は難しいが、残りの用地取得件数が少ないことから、平成25年度の事業完了をめざし、予算の範囲内で着実な事業進捗に努めていく。  | 残りの用地取得件数が少ないことから、予算の範囲内で着実な事業進捗を目指したが、取得する用地の権利関係が複雑であるため用地取得に至っていない。その為完了年度を平成29年度まで延長した。                                 |
| 4  | 建設局<br>[街路]<br>桜島守口線(四貫島)<br><br>※前回評価<br>事業継続(C)<br>完了予定:H27                    | 事業の必要性は認められるものの、「重点整備路線」に位置付けられておらず、当面大きな事業進捗は見込めない状況であるが、買取要望等への対応が必要であることから、評価は「事業継続(C):限定的な実施にとどまるもの」とする。   |   | 順次買取要望への対応等、限定的な事業実施により、残る事業用地の取得を行い、平成27年度での事業完了をめざしていく。   | 残る取得用地については買取要望への対応等で限定的な事業実施を図っている。その為完了年度を平成30年度まで延長した。   |
| 5  | 建設局<br>[街路]<br>東野田河堀口線(上本町)<br><br>※前回評価<br>事業継続(C)<br>完了予定:H27                  | 事業の必要性は認められるものの、「重点整備路線」に位置付けられておらず、当面大きな事業進捗は見込めない状況であるが、買取要望等への対応が必要であることから、評価は「事業継続(C):限定的な実施にとどまるもの」とする。   |   | 順次買取要望への対応等、限定的な事業実施により、残る事業用地の取得を行い、平成27年度での事業完了をめざしていく。   | 残る取得用地については買取要望への対応等で限定的な事業実施を図っている。その為完了年度を平成31年度まで延長した。   |

| No | 平成21年度 事業再評価   |  |   | 前回評価以降の<br>実施状況  |  |
|----|--|--|---|--|--|
|    | 事業名等   | 有識者の意見   | 対応方針の概要   |  |  |
| 6  | <p>都市整備局<br/>[住宅市街地総合整備<br/>・住宅地区改良]<br/>生野区南部地区整備事業</p> <p>※前回評価<br/>事業継続(A)<br/>完了予定:H31</p> | <p>本市のまちづくりにおける喫緊の課題である密集市街地整備を牽引するモデル事業として位置づけられ、事業の優先度が極めて高く、また、平成26年度までの事業計画も示されているなど、平成31年度事業完了までのスケジュールが明確に示されていることから、評価は「事業継続(A)：重点的に実施するもの」とする。</p> | <p>平成31年度事業完了に向け、当面は平成26年度の中期目標達成を目指し、3事業手法を一体的・集中的に実施するメリットを最大限活かし、相乗効果を発揮させながら事業の着実な実施を図られたい。</p> | <p>地区住民への広報・啓発をより一層強化し、民間による老朽住宅の自主更新を推進するとともに、用地取得や道路・公園・改良住宅の整備を計画的に進め、平成31年度事業完了に向け重点的に事業実施する。<br/>事業の推進にあたっては、3つの事業手法により一体的に整備するメリットを最大限活かしながら、当面は平成26年度までに中期計画(都市計画道路は用地取得完了、生活道路・都市計画公園は事業完了、改良事業は第1地区用地取得77%・第2地区は事業完了)に設定している目標の達成に努めることとする。</p> | <p>地区住民への広報を行いながら、用地取得や道路、公園、改良住宅の整備を計画的に行っている中で、生活道路の生野東西線の完成、都市計画道路の一部完成、改良事業の第1地区用地取得52%・第2地区用地取得56%など、平成26年度までの中期計画の目標達成に努めてきたところであるが、事業に反対する複数の権利者の存在や権利関係の複雑化により用地買収が難航している。</p>   |
| 7  | <p>都市整備局<br/>[住宅地区改良]<br/>旭住宅地区改良事業</p> <p>※前回評価<br/>事業継続(B)<br/>完了予定:H26</p>                  | <p>密集市街地整備の重点事業としての位置付けはないものの、事業開始後、9年近く経過し、住民の高齢化や建物の老朽化が進む状況にあり、防災面からも事業の早期収束を図る必要性が高く、事業完了までの目途が明確であることから、評価は、「事業継続(B)：予算の範囲内で着実に継続実施するもの」とする。</p>      | <p>平成26年度事業完了に向け、当面は中間目標としている平成23年度中における各権利者の事業協力の取り付けに向けて、より一層積極的な用地取得交渉に努めるなど、事業の着実な実施を図られたい。</p> | <p>用地取得を進めるとともに、地域住民により組織されたまちづくり協議会との協働を図り、平成26年度事業完了に向け、一層効率的・効果的に着実な事業実施に努めていく。<br/>用地取得については、権利者に対し、より積極的・集中的に交渉を行い、平成23年度中には事業協力を取り付け、事業の大幅な進捗を図ることとする。</p>   | <p>前回評価以降、平成26年度事業完了を目指し、権利者の事業協力を得るため、積極的に交渉を行ってきたが、用地取得の残りの大部分を占める大地主の協力が得られず、他の権利者も、大地主の動きを注視している状況にあるため、事業完了に至っていない。ただし、大地主の複数の権利者の中で事業に理解を示す者も出てきており、今後、大地主の事業協力を得ることにより、大幅に事業が進展する見通しであることから、国から平成31年度まで事業年度延長の承認を受けている。</p> |